平成２８年（フ）第２１２７号
東京都板橋区上板橋２―37―11、住民票上の住所東京都豊島区南大塚１丁目11―４
債務者　赤石　明幸
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１４３号
東京都大田区西六郷１―27―７　川口ハイム第一203号室、住民票上の住所東京都大田区西六郷１丁目30―19―202
債務者　勝木　由加
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１４５号
東京都大田区南蒲田３丁目15―７　舟山荘203
債務者　青山　　潔
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１４６号
東京都江戸川区西小岩１丁目23―３―102
債務者　伊藤　直哉
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１５０号
埼玉県和光市南２丁目１―６―103
債務者　栗原　早人
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１５８号
東京都大田区田園調布１丁目35―２―206
債務者　阿左見一美
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１７９号
千葉県千葉市緑区誉田町２丁目20―16―103
債務者　内山　幸夫（旧姓佐久間）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８２号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目３―８　ウイング246　203
債務者　角井　秀彦
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８３号
東京都板橋区相生町22―15―202
債務者　松田　清子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８５号
東京都世田谷区南烏山６丁目25―11―407
債務者　山崎たか子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１８６号
東京都江東区東雲２丁目４―４―413
債務者　門脇　洋一
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１９１号
東京都青梅市河辺町７丁目13―１　都営アパート１―110
債務者　駒井真紀子
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２１９６号
東京都足立区舎人１丁目10―25―202
債務者　山内　裕子（旧姓南雲）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４７号
北海道旭川市豊岡12条６丁目１番17号　エスティ３番館　１号館Ｃ302
債務者　奈良　利江（旧姓笹木）
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４９号
北海道旭川市永山７条12丁目５番７号　東和ハイツ202号室
債務者　高橋　真也
1　決定年月日時　平成28年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部